介護保険運営協議会資料
令和２年９月１８日

第７期における地域密着型サービス事業者等の選定

１　施設整備の考え方

介護保険施設への入所に係る重度者への重点化に伴い、入所を必要とする在宅生活を営む方へのより適したサービス選択、またそれに対する支援等が重要である。

これらの方が、居住する地域で介護を受けながら生活を可能とする「住まい」の観点によるサービス提供体制の構築を行う。

２　地域密着型サービス事業者の選定

(1) 概要

本広域連合では、地域資源を十分に活用しながら、本広域連合の圏域全体で高齢者の生活を支えるため、第７期介護保険事業計画においても、圏域全体の調整を図り、日常生活圏の垣根を越えて利用できる体制を維持することとした。

そして、日常生活圏域を超えた利用を可能とするため、基盤整備についても、引き続き、圏域全体の調整を図ることとし、事業者の選定については、公平・公正を期するため、広く募集を行うことを原則として、地域密着型サービス運営委員会の意見を聴き、設置候補者を決定した。

(2) 令和２年度における設置候補者の公募について

ア　募集期間　　令和２年６月１５日～７月３日

イ　地域密着型サービス運営委員会による設置候補者の選定

令和２年７月２１日　※設置候補者決定

(3) 選定結果

	地域密着型サービスの種類	生活圏域	整備見込数	平30選定結果	令元選定結果	令２選定結果	
						応募数	選定数
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	全域	1 (※1)		1		
②	夜間対応型訪問介護	全域	1 (※1)				
③	認知症対応型通所介護（共用型除く）	全域	3 (※1)				
④	小規模多機能型居宅介護	全域	5 (※1)	3			
⑤	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	全域	0 (※1)		1		
⑥	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	神埼北	1				
		上記以外の圏域	4	3		6	2 (※3)
⑦	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	―	0 (※2)				

※1　①～⑤の整備数については、あくまで見込数であるため、選定の結果によって変動する。

※2　新設は対象外となり、対象は、既存施設の変更のみとなる。

※3　第７期の最終年度にあたるため、「神埼北」に応募がなかった場合には、「神埼北以外の圏域」において、２ユニットを選定できるものとした。